

## 別紙

### 「良質な学童保育事業の実施と環境整備を求める請願」の一部採択内容

#### 令和6年第1回北本市議会定例会請願文書表

受理番号	議請第1号
受理年月日	令和6年2月8日
件名	良質な学童保育事業の実施と環境整備を求める請願
請願者の住所 及び氏名	北本市宮内1-221-1 遠山 なみ 外1,045名
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	桜井 卓

#### 【請願趣旨】

本市の学童保育は、昭和50年に保護者が主体となって発足した「北本市に学童保育を作る会」による自主運営から始まりました。市により学童保育室が設置されてからも、作る会が学童保育連絡協議会となり、市から事業を受託してきました。協議会は、平成23年に特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブ(以下「NPO」という。)となりましたが、現在でも理事は保護者と支援員で構成されており、利用者自らが運営を担い、大きな責任を負って実施しています。

学童保育室は、平成26年度から指定管理者制度が導入され、令和6年度まではNPOが随意指定されていますが、保護者と支援員が運営の主体となることで、利用者の意向を迅速かつ的確に反映し、質の高い保育サービスを提供することができており、利用者アンケートでも高い満足度を得ています。本市が進める市民と行政の協働の推進や、地域共生社会の実現という観点からも象徴的な存在であり、引き続きNPOにより運営されることが望ましいことは言うまでもありません。

また、市内小学校の在籍児童数が減少している中、保育サービスの需要増加により学童保育室の利用児童数は増加し、平成23年度の343人から令和5年度は792人と2.3倍になっています。令和5年度登録児童数を基準にすると、北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の面積基準を満たしている学童は2支援単位しかありません。ほとんどの学童保育室において、安心して放課後の生活を送るためのスペースが十分に確保されておらず、聴覚障害の発症や感染症のまん延など健康面や精神面に支障を来たすリスクが高く、トラブルも発生しやすい状態にあります。民設放課後児童クラブの設置や利用料金補助制度の創設など混雑緩和の

取組がされておりますが、残念ながらその効果は表れていません。第二学童の整備が決定した中丸学童以外でも、増設による保育環境の改善が急務となっております。さらに、北学童保育室など老朽化している施設も多くなっており、子どもたちが安心・安全な環境で放課後を過ごせるよう、建替えや修繕も必要です。

以上のことから、次のとおりお願いいたします。

**【請願事項】**

- ~~1 公設学童保育室の指定管理者の選定に当たっては、引き続き特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブを随意指定すること~~
- 2 全ての学童保育室において、北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定めた基準を満たすよう、学童保育室を整備すること。また、老朽化している施設の建替えや修繕を進めること
- 3 良質な学童保育事業の実施に向け、利用児童にも意見を聴き、反映させること